平成２１年（フ）第６６５５号
大阪市城東区諏訪２丁目14番35号
債務者　佐華月こと　伊藤　善子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７６７号
大阪市阿倍野区旭町３丁目４番６―404号
債務者　秋野辰夫こと　朴　　英辰
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７６８号
大阪市阿倍野区旭町３丁目４番６―404号
債務者　秋野　一美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７９６号
大阪府摂津市正雀４丁目13番55号
債務者　後藤　りか
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３９８号
大阪府箕面市稲２丁目10番16―201号
債務者　古家　篤子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９２５号
大阪府豊中市利倉東１丁目１番５―111号
債務者　平松　由美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９７１号
大阪府茨木市三島丘２丁目１番２―404号
債務者　森田かずよ
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０９３号
大阪市福島区野田５丁目18―16　首藤病院内、住民票上の住所大阪市此花区西九条１丁目14番６号　光竜グリーンハイツ208号
債務者　辻　　丈尚
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０９６号
大阪府八尾市山城町１丁目２番８号　八尾セントラルハイツ803号
債務者　岡田　春子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１１２号
大阪市住吉区浅香１丁目２番３―307号
債務者　豊島　章男
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１２２号
大阪府大東市朋来１丁目21番13号　有限会社山正401号
債務者　上田三枝子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１２３号
大阪市浪速区敷津西２丁目９番３号　ベースビルⅡ405号
債務者　藤倉　元気（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１３１号
大阪府高槻市玉川２丁目24番406号
債務者　福本　雅信
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１３６号
大阪府東大阪市吉原２丁目11番32号　サンアベニュー302号
債務者　今西　泰子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０号
兵庫県篠山市乾新町43番地５
債務者　細見　輝夫
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
兵庫県小野市天神町80番地の1477
債務者　福本　健二
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１２１号
兵庫県小野市天神町80番地の1477
債務者　福本　純子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所社支部